



補助金について



【3～5 歳児（年少～年長）】

区分	内容	備考
保育料	無料	幼児教育無償化(国の制度)のため保育料(20,300 円)は無償です。
預かり保育料	無料 (条件あり)	【条件等】 共働きの家庭等（世帯の就労状況等） ※お住いの市町村から「 保育の必要性の認定 」を受ける必要があります。 (世帯全員の就労証明書が必要)
給食費 (副食費)	減免 (条件あり)	【条件等】 下記のいずれかに該当する場合 ① 世帯年収が 360 万円未満相当までの世帯のすべてのお子さん ② 世帯年収が 360 万円以上相当の世帯は、同一世帯に小学校 3 年生までの兄弟がいる世帯はその児童から数えて 3 人目以降のお子さんが対象（全ての世帯の第 3 子以降のお子さん）



【2 歳児（満 3 歳児）】

区分	内容	備考
保育料	無料	R7 年度より 2 歳児の保育料を無償化とします。 【西徳寺幼稚園独自】
預かり保育料	有料 (満 3 歳児は条件により無料)	【条件等】 下記全てに該当する場合は無料 ① 共働きの家庭等（世帯の就労状況） ※お住いの市町村から「 保育の必要性の認定 」を受ける必要あり。(世帯全員の就労証明書が必要) ② 市町村民税非課税世帯
給食費 (副食費)	有料 (満 3 歳児は条件により減免)	【条件等】 下記いずれかに該当する場合は減免 ① 世帯年収が 360 万円未満相当までの世帯のすべてのお子さん ② 世帯年収が 360 万円以上相当の世帯は、同一世帯に小学校 3 年生までの兄弟がいる世帯はその児童から数えて 3 人目以降のお子さんが対象（全ての世帯の第 3 子以降のお子さん）

～保育の必要性とは～



保護者のいずれもが次のいずれかの理由により、お子さんを保育できない場合であって、かつ60歳未満の同居の親族その他の者が児童を保育できない場合になります。



(注) 自治体により下記の条件等が異なる場合がありますので詳細な要件についてはお住いの自治体へ確認をお願いします。

R4年度より要件が変更されています。

- 1 家庭内または家庭外で、就労することを常態としている場合
(原則1日4時間以上かつ月12日以上(月48時間)の勤務をしていることが条件となります。)
- 2 妊娠・出産(産前6週産後8週)・育休により保育が困難な場合
- 3 疾病・負傷・障害または心身の障害のため保育が困難な場合
(入院・通院・精神または身体に障害を有する)
- 4 病気や障害のある親族がいるため、保護者がその介護・看護に当たっている場合
(同居の親族を常時介護・看護)
- 5 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動中(起業の準備を含む)である場合
(認定期間は2か月以内とします)
- 7 就職に必要な技能習得のために職業訓練校や専門学校に就学している場合
- 8 虐待やDV等の理由により、その児童の健全な成長が阻害される恐れがある場合
- 9 育児休業をする場合であって、保育が引き続き必要である場合
- 10 その他、前事項に類するものとして保育の必要性があると市長が認める場合